

令和元年度 第2回下水道使用料等審議会 議事録

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

14時には少し早いですが皆さん揃われましたので、第2回下水道使用料等審議会を開催します。なお、本日の会議ですが委員9名中7名の方が出席をしておられます。米子市下水道使用料等審議会条例第5条第3項により会議が成立することを報告いたします。

(資料の確認)

議事

(細井会長)

今日もよろしくお願ひいたします。それでは、早速議事ということで、まず、資料1の議事録の確認ですか、それをご説明していただけますか。

(横木下水道企画課総務担当係長)

資料1をご覧頂きたいと思います。第1回目の議事につきましては、事前に詳しいものをお送りし、特にご意見ありませんでしたのでご承認とみなしています。本日は確認で大まかな内容をご説明します。

第1回目は11月27日に開催しました。会長を細井委員、副会長を伊坂委員にお願いすることになりました。諮問内容は「米子市の公共下水道及び農業集落排水設備の使用料に係る料金水準及び料金体系について」諮問をいたしました。

議事としては、会議の目的が「令和3年度以降の米子市の公共下水道、農業集落排水施設の適切な使用料のあり方について審議していただく」という目的でした。原則公開の会議ということになりました。

その後下水道事業の概要などを説明しました。事業の概要は、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽の設置に対する補助事業という3つの事業をしている、下水道の施設は、管路施設と処理施設の2つがあるというお話をしました。

下水道事業の課題は、下水道の新設・普及の整備、インフラの老朽化対策ということが課題になっていました。新設・普及に関しては、整備面積を年間60ヘクタールに増やす、合併処理浄化槽の設置補助の推進をする、2つの方針で整備を図っていくということでした。

老朽化対策は、ストックマネジメント、改築の優先順位を決めるというものです、それから、管路施設の長寿命化計画を作成しているということでした。

質疑は、質問「合併処理浄化槽を人数で見るともそれとも戸数で見るとも」、答「人口普及率は人数をカウント、接続は戸数をカウントしている」。

次に施設の概要をご説明しました。公共下水道は、外浜処理区、内浜処理区、淀江処理

区、3つの処理区があるということでした。農業集落排水事業は12の施設があり、中継ポンプ場は8カ所ある。それから下水処理の仕組は、綺麗にした処理水は滅菌処理されて、海などに放流される。残った汚泥は脱水処理されて再利用されるということでした。その中で、放流水について鳥取県の条例では環境省よりも厳しい基準を定めており、米子市はそれをクリアしているということでした。特に内浜処理場は、安倍にあります。中海に放流しており、中海が閉鎖性水域であるということで、窒素やリンなどを除く高度処理を行っています。

浄化槽については、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽合わせて8,537基設置されている。

質疑は、質問「合併処理浄化槽について、何軒くらいの方が1基を使っているか。」、答「基本的に1軒に1つである。」 質問「合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違いは。」、答「単独処理浄化槽はトイレだけを処理している、合併処理浄化槽はトイレ以外の台所やお風呂などの排水も処理している。」 現在は法律で単独処理浄化槽は設置できないことになっていますので、新しいものは合併処理浄化槽のみ、ということになります。米子市としてはこれに対して浄化槽に切り替える補助制度を行っているということでした。質問「家が空家になったり、高齢で施設に入ったりして、使っていない施設もあるのではないか。そういったものは増えているのか。」、答「水量に対して下水道の使用料をもらっている。人口が減っていくと当然水量も減っていくので、それを踏まえて今後の見込みを米子市は考えている。」 質問「水道下水道を使わない人の率や、件数などはあるのか。」、議事概要に黄色いマーカーをしています。マーカーをしているところは本日の議事になっているところです。ここについては、今回ご説明をします。

資料2のグラフをご覧ください。こちらが水量の推移です。上のグラフが公共下水道、下のグラフが農業集落排水です。棒グラフは、排水区域面積を表しています。公共下水道は整備を広げていますので、棒グラフは徐々に右肩上がりになっています。一方農業集落排水は整備が終わっていますので、横並びになっています。折れ線グラフは、上から順に説明しますと、一番上の青い折れ線グラフが、年間の総処理水量、これは雨水と汚水と両方混じったものです。真ん中の緑の折れ線グラフが汚水処理水量、雨水を除いたものです。一番下の紺色の折れ線グラフは、年間有収水量と書いてありますが、こちらが使用料をもらっている対象の水量です。農業集落排水事業の折れ線グラフですが、農業集落排水は雨水はありませんので、汚水のみで青い折れ線グラフが年間総処理水量です。赤い折れ線グラフが料金ももらっている、年間有収水量です。

続いて、使用料の今までの改定の経過をご説明しました。これまで折に触れて改定していましたが、今回平成31年度に使用料等審議会を開催した理由というのが、平成30年度に公営企業会計に移行し、その決算を見込んだ上で審議していただきたいという理由でした。

使用料については、下水道条例に規定があり、水量の認定は上水道の使用量に応じて原

則計算している。井戸水などについてはメーターを設置している所もあるということでした。料金算定は、基本料金は8立方メートルまで、それを超えた部分については使われた使用量に応じた算定になっています。この基本料金と使った水量で計算したものを合わせて、2か月ごとに請求しているということでした。温泉、公衆浴場については、1立方メートル当たり77円の単価で計算しているということでした。農業集落排水施設の使用量は、公共下水道と同じ料金体系です。

使用料の使い道は、経費の原則というものがあり、雨水が公金、汚水が私金ということで、雨水については税金などで賄う、汚水については使用料で賄うというのが原則ということでした。使用料の財源については、今回の議事になっています。質問「下水道が通っているのに、いまだに浄化槽を使っている所があるのか。」「普及率が他の市より遅れている理由」、「黒字になるのはどのような計算をしたら良いのか」。1点目の答「下水道の整備が来ても、下水道に切り替えしていない所もある。順次接続のお願いをしている。」2点目の答「自治体によってお金のかかり方が一律ではなく、米子市は中海に放流してお金のかかる処理方式を採用しているという、特別な事情があることと、過去に投資的な経費をかなり圧縮した時代があり、そのような理由で遅れているのではないか。」3点目の黒字になるシミュレーションについては、今回の議事になっています。

最後に下水道の財政状況について、公営企業会計に移行する前、平成29年度までの説明をしました。下水道事業特別会計については、以前は赤字だったが、平成26年以降は黒字に転換しました。農業集落排水事業特別会計については、一般会計から繰入金をもらい、おおむね収支を均衡していたということでした。公営企業会計に移行したあとの財政状況についてはこの後説明します。

それから、経営健全化への取り組みの説明もしましたが、これについては、米子市の生活排水対策方針の中で改築・更新を計画的に実施する、民間に委託をする検討をしている、処理施設について統廃合の検討をするという説明をしました。質問「企業会計にするとどう変わるのか」については、今回の議事なので、この後説明します。

(細井会長)

どうもありがとうございました。前回の内容の説明ですので、いいでしょうか。それでは、次第をご覧ください。審議事項の2、公営企業会計についてということで、資料3の説明をお願いします。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

資料3に基づいて説明をします。

米子市下水道事業では、平成30年4月1日から公営企業会計に移行をしています。それに伴って会計の仕組みが従来と大きく変更となりましたので、内容についてご説明します。

2ページをお開き下さい。地方公営企業法適用に当たっての総務大臣通知を抜粋したものです。公営企業は住民生活に身近な公共サービスを提供するものですが、その事業を取り巻く状況は、近年大きく変化をしまして、経営基盤の強化が必要となって来ています。そのため、国は地方公営企業法の適用を、特に会計制度に係る財務規定と言いますが、その適用を求めています、財務規定の適用によって、民間企業と同様に複式簿記の経理を行っています。そうしますと財務諸表による経営成績の早期の判断が可能となります。加えて、公営企業の経営における課題に素早く対応するために、その時点の経営状況に応じて予算や資産を柔軟に運用する、例えば、1億5千万以上の契約については従来は議会の議決が必要でしたが、それが不要になる、といったことがあります。こういった取り組みの結果で、将来にわたって持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報を把握する、ということが期待されています。

続きまして3ページ、本市の地方公営企業法適用の内容ですが、本市では地方公営企業法の一部、出納その他の会計事務に関する規定である財務規定のみを適用しています。仮に下水道事業単独で、水道局と同様に地方公営企業法を全て適用した場合は、事業管理者を設置して組織として独立をするということになります。そうしますと、例えば職員の管理ですとかそういった総務管理系、あるいはそれに伴い事務量や人員を増加して下水道事業の負担が増加するということがありますので、現状では困難と考えています。本市では先ほどお話しした、国が示したロードマップ、公営企業法適用に向けての足取りですが、それによる移行の完了時期、3万人以上の市においては平成31年度末までに適用するというのと、先ほど説明した持続可能な経営基盤の確保といった目的、そういったものを踏まえて、現行の組織体制のまま、つまり管理者等を設置せず財務規定のみの適用を行い、財務諸表の作成によって経営状況を明らかにし、経営分析に努めることとしました。

続きまして4ページです。官庁会計、今までの特別会計の経理と、企業会計の経理とそれぞれの特徴を揚げております。官庁会計というのは、民間ではなじみが薄いと思いますが、単式簿記で経理をしており、年度の現金の収入・支出の増減のみが記録されています。これに対して公営企業会計は、民間の企業会計と同様に複式簿記を採用しています。それに加えて、ここが官庁会計特有ではありますが、予算を重視するという考え方になります。

この中で企業会計の特徴的な部分として、発生主義の考え方と、予算の考え方についてご説明いたします。5ページです。発生主義、これが、先ほどの経理認識の違いということになりますが、公営企業は発生主義、官庁会計は現金主義。官庁会計では、収入支出の現金の実際の動きがあったことに基づいて、経理を行っています。公金を適正に管理するという部分では問題ないものでありますが、現金の動き以外の、資産はどうなっているかなどの動きが把握しにくいということがあります。それに対しまして、公営企業会計は、現金支出の伴わない費用、これは後で説明しますが、資産の動きが把握しやすいということがあります。これを一言で言いますと、事業を行うことで得る収益ですとか、事業にかかる費用を、いつ会計の帳簿に記帳するかという時点が異なる、というのが一番大きな違

いということになります。

発生主義の事例について6ページで説明します。その年度に維持管理等に要する支出等は、現金主義、あるいは発生主義でも特段大きな違いはありませんが、資産に係る動きというのは大きく異なってきます。こちらに挙げておりますのが、機械500万円とありますが、下水道の工事等で資産を取得し、その財源として国から補助金が入って来た場合を例にしてご説明します。現金主義の官庁会計ですと、資産を取得し、実際の現金支出があって収入がある年度にそれぞれ全額、こちらで言うと支出が500万円、収入が250万円を一年で経理をするということになります。これに対して、発生主義の公営企業会計では、期間損益計算という言い方をしますが、例えば5年間使えるものであれば、その5年間の耐用年数の間に分けて、費用として計上する。それに対して取得のために入って来た補助金を、同じ5年間で収益化して計上するという考え方になります。この後出てきますが、貸借対照表の資産の勘定に計上して、5年間、耐用年数の間に減価償却費として費用を計上し、その額が資産の価値が下がった額ということになります。対しまして、補助金、収入については、公営企業の取得の考え方なんです、長期前受金として負債として勘定計上されて、減価償却費を5年間計上することに合わせて、収益としてどんどん取り崩されていくということになります。

続きまして、公営企業会計の予算の特徴についてご説明します。官庁会計では全て入ってくる収入は歳入、支出は歳出としてそれぞれまとめて計上しておりますが、公営企業会計では、維持管理費や利息に関するものは収益的収支、建設改良費、あるいは建設費のために借りた企業債等は資本的収支に分けて計上しております。収益的収支というのは予算書でいうと、必ず予算書の第3条というところに計上され、一般的には3条予算という呼び方をしています。対しまして、資本的収支は予算書の4条に必ず記載をされますので、4条予算と言っています。収益的収支は、その年度の費用として処理されるものですので、損益計算書に反映をします。対しまして資本的収支は、資産の取得に係るものですので、貸借対照表の資産や負債の増減につながっております。

この収益的収支と資本的収支、3条予算と4条予算がどういった関係にあるかということですが、8ページで図に表しております。収益的収支はその年度、その期ごとの収支を計上しています。この中には減価償却費や先ほどの長期前受金の収益等の現金の増減を伴わない収入や支出があります。このお金は収支としては使用料を財源とした格好になっており、現金がこの分だけ浮いてくることになります。対して、資本的収支は建設改良費とその財源、あるいは過去の建設改良費の財源に充てた企業債の償還元金を計上しています。そうしますと、建設改良費の収支は基本的に企業債の元金の部分が必ず赤字になります。この赤字をどうするかと言いますと、先ほどの減価償却費で現金が浮いたお金をこの補填財源として充てていく、それで赤字にならないようにする、という仕組みになっています。

このことを9ページ目に、予算の仕組みとしてまとめています。これは水道事業とか、公営企業会計特有のもので、収益収支で計上された費用には減価償却費などの現金を伴

わない費用が含まれています。よってここで黒字になれば、その黒字をもって、先ほどの資本的収支の赤字を補填するという仕組みになっています。従いまして、3条予算、収益的収支が黒字で、4条予算、資本的収支の赤字を埋めることが出来ていれば、公営企業会計としては健全な経営をしているという言い方が出来るということになります。資料3についての説明は以上です。

(細井会長)

続けて、資料4、5の説明をされますか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

それでは、米子市の財務諸表がどうなっているかということについて、資料4を元に説明していきます。資料5は決算書ですが、資料4はその状況を薄くしたものですので、ここでは資料4に沿った説明をしていきます。まず、2ページ目の30年度決算の状況ですが、収益的収支、先ほどの3条予算、損益計算書に反映するものですが、税込みでおよそ3億5千万、税抜きで2億6千万円の黒字を計上しています。こちらの収益的収支は、収入は主に下水道使用料と一般会計からの繰入金で、支出は施設の維持管理費と企業債の償還利子を計上しております。

対しまして、資本的収支は建設改良費とその財源、加えて建設改良にかかる費用に充てた企業債の償還元金を計上しております。先ほど説明しました通り、建設改良費とその財源は均衡しますが、企業債償還元金については一般会計からの出資金が一部直接充当されていますが、それを除いては3条予算の下水道使用料で賄うという仕組みになっておりますので、約18億4000万の不足を生じています。これについては、先ほどの2億6千万の黒字に加えて、減価償却費、現金を伴わない支出がある関係で、その分現金が浮いた状態になっておりますので、それで補填して過不足は無い。従いまして先ほどご説明しました通り、健全な経営ということになります。

続きまして、貸借対照表、3ページですが、一定の時点、基本的には年度末における資産の状況、あるいは企業債などの負債の状況を表したものです。4ページ、5ページ以降です。資産と負債・資本は必ず一致することになっていまして、およそ865億円を計上しています。この中で特徴的なものは、現金が年度末時点で22億円残っていることになっていますが、単純に22億円浮いたというわけではありません。年度末までの工事や業者への委託料については翌年度の始めに支払うことが多くなりますので、現金が22億あるのに対して、ちょうどその横ですが、未払金、これを15億計上しておりますので、現金としては運転資金に困るようなことはありませんが、余裕が常にあるということではない、という状況です。5ページ以降は、固定資産あるいは負債の内訳を示したものです。

続きまして、損益計算書、6ページですが、こちらは年度ごとの事業の経営成績を表したものです。営業収益、営業費用は本業の経営の結果となります。営業外収益費用は、本

業とは異なる、例えば金利であったりとか資金調達にかかわる費用を計上しています。特別利益、損失は共に過去の損益について翌年度以降に修正をしたもの等を計上しています。

本市の状況は、7ページ以降ですが、営業収益と営業費用の差が営業収支、これは赤字となっています。ただ、この中には減価償却費が含まれていまして、減価償却費にあたる財源が、長期前受金戻入、それも合わせた収支で最終的には、左下の当年度純利益2億5千万円の利益を計上しています。8ページは今の説明について記したものです。

続きまして9ページ、キャッシュフロー計算書ですが、企業会計の場合は発生主義ですので、先ほどから説明しています通り、収支と実際の現金の動きが必ずしも一致しないということになります。従いまして、損益計算書や貸借対照表からは実際の事業年度にどれだけの現金が動いたかということが、掴めないということになります。そのためにキャッシュフロー計算書により、その年度の予算で議決されたものに対する現金が、どのように調達されて運用されたのかということを示しています。業務活動によるキャッシュフロー、これが通常の事業を実施したことによる資金の動きを表しています。投資活動によるキャッシュフロー、これは固定資産の取得等の資金の動きを表しています。最後に財務活動によるキャッシュフローが、企業債の借入、その償還、あるいは一時借入金といったものの資金の動きを表しています。

10ページ以降が本市のキャッシュフロー計算書ですが、11ページで説明しますと、業務活動によるキャッシュフローがおよそ26億円あります。これは純利益が生じているということと、減価償却費にあたっている現金が浮いているということで、これだけの現金がありますということです。それに対しまして、投資活動によるキャッシュフロー、これは建設改良費に対する支出とその財源を入れておりますが、先ほど建設改良費は収支が均衡すると申し上げましたが、企業債はその下の財務活動によるキャッシュフローのほうに入ってきますので、その関係で企業債分は穴が開いた格好になっていますので、投資活動によるキャッシュフローはマイナスとなっています。最後、財務活動によるキャッシュフローは、企業債が約20億円入っている一方で、過去に借りた分の償還におよそ30億かかっていますので、マイナスということになります。これをどういう見方をするかということですが、一般的なキャッシュフロー計算書の読み方の例として、総務省が「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」で示しています。どの項目がプラスになるかマイナスになるかということで、パターンを3種類設定しています。本市では業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がマイナスで、本業は利益が出ている、そのことによって企業債の償還が賄えているということになりますので、現金の動きからしても30年度の決算は比較的良好な状況であると言えるということになります。

最後に、セグメントごとの営業収益等ですが、セグメントといいますのが、下水道事業会計では、公共下水道と農業集落排水事業を実施している、その2つの事業で会計をなしています。見て頂きますと、公共下水道については4段目、経常利益を計上していますが、農業集落排水事業については経常利益は赤字ということになります。財務諸表に関する説

明は以上です。

(細井会長)

どうもありがとうございました。資料5は説明はないですか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

資料5は財務諸表の詳しいもので、ご覧頂ければと思います。

(細井会長)

米子市の下水道事業の財務諸表についての説明をしてもらいました。何かご質問がございますか？

(播間委員)

資料4の2ページの収益的収支の差引のところに税込み、税抜きと書いてありますが、この税というのは何ですか？

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

これは消費税です。予算については官庁会計の傾向ですが、総計予算主義と言って、その年度に払うお金は全て予算に計上しないといけないということになっています。そのため消費税を含めて計上することになっていますが、損益計算書については税を抜いた実際にその事業の中の金額のみを表しますので、消費税は除いた計算となっております。

(播間委員)

8%引くと税抜きになるとと思いますが、それ以上に差があるのは？

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

税が実際に収入の中にあれば、例えば下水道使用料ですと消費税がありますが、一般会計繰入金などは消費税不課税ですので、必ずしも単純に税の率をかけて一致するものではありません。

(播間委員)

分かりました。

(田邊委員)

資料4の13ページのセグメントごとの営業収益等というところで、公共下水道は営業損益が8億4千万マイナスになっています。農業集落排水が2億1千5百万。これは何か



その、原因とか、そういのを重く受け止めているとか、営業損益で赤字は、私たちの常識からはありえないですよ。当然設備投資で減ったんだとか、そういう理由付けはあってですか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

資産の取得をする際に通常ですと自己資金ですが、下水道事業の場合は財源として国庫補助金が半分くらいあるというのが基本的な仕組みです。そうしますと、減価償却費に対して全てを営業収益、使用料で賄うことにならないので、先ほども説明しました営業外収益のところ、建設時に受け取った補助金を、毎年度収益化するという部分ができます。それを入れて収支が均衡するというのが下水道事業の仕組みです。

(田邊委員)

ある程度仕組みは分かりましたけれども、こういうのを予測してから補助金をもう少しもらうとか、補助金に合った事業に縮小するとかそういうようなバランスで、収支を出来るだけマイナスにならないような年間の計画の変更とか、というのはやっていますか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

この表だと表示が足りない部分がありますが、営業損益の下に営業外収益が入ってきますので、そこが補助金が入ってきた分を減価償却に合わせて毎年度収益にあげているところ、この営業外の収益が必ず補助金をもらえることとなりますので、赤字はあらかじめ想定して、その営業外の収益をもって最終的には経常利益は黒字になるということで、もともと見込んでいるということになります。

(田邊委員)

7ページにあるように30年度の損益計算書は、利益が出ていると。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

そうですね。

(田邊委員)

そうですね。わかりました。

(細井会長)

はい。よろしいですか。

(播間委員)

減価償却費がどのように計算されていますか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

そうですね。それぞれの耐用年数で、固定資産台帳で管理していますけれど、その計算で出しています。

(播間委員)

4ページの貸借対照表に載っている、840億、これは取得価格ですか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

企業会計が30年度からスタートしていますので、開始時点までの減価償却費というのはあらかじめ除いたものになっています。今後については固定資産と減価償却費が計上されますので、その差額がここに載ってくるということになります。

(播間委員)

単純に今の30年度の減価償却費が25年くらいですか、長さは。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

平均の耐用年数で言いますと、下水道は管渠が50年、それに対して設備については10年から30年ということで、平均しますと大体40年程度ということになります。

(横木下水道企画課総務担当係長)

補足説明をしますと、資料5の最後を1枚めくっていただいて、39ページ。主な耐用年数というのが、1-1-(1)というところに載っておりますのでご覧ください。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

個別の勘定科目ごとの耐用年数というのを記しております。構築物の中に管渠がありますので、それが金額としては大きいです。

(細井会長)

公営企業会計に移しなさいということで国から通達があつて、最初結構大変だっただろうなと思うんですが。実際にやってみて、ずっと事業をされて公営企業会計になってあやっぱり良かったとか、見えてきたとかいう実感はどうか？

(藤岡下水道企画課長)

国の方針に従いまして、米子市の場合平成30年4月1日から企業会計を適用していま

すが、移行にかかった年数は、実は4年程かけています。先ほど播間委員からも資産の内容について尋ねられましたが、昭和40年代後半から事業を行っていますので、資産も非常に膨大でしたが、全て資産調査というのを行いました。官会計ですと、実際の目の前の現金の動きを中心にしていきますので、公金としては非常に確実な手法ではありますが、下水道の場合はとにかく資産が多く、現在整備も進めていますし、また、老朽化した資産の更新もしていますので、資産管理というストックのマネジメントが非常に重要なものになります。ですから、インフラの巨大な資産を持っている会計としては、やはり国が進めます公営企業会計化というものが非常に重要なものであったと。これによって市役所の一般的な決算書とは違う、資料5でお配りしています企業に近い決算書、これにより財務諸表の分析を行っているのは、市役所の本庁部局では全くありません、米子市役所では下水道部だけ。それから、関係の水道局だけが行っています。ですから、資産を持っている以上、そして今後も持続可能な経営を進めていくためには、公営企業化の財務規定の適用はやはり避けては通れないものであったと考えているところです。

資産の管理からいきますと、その時期払った、あるいはその時補助金をもらっただけではなく、未来に向けての費用化である減価償却費なり、起債や補助金を多くもらっている事業ですので、補助金もその時にもらって終わりではなく、使ったものに対して、後年度に収益化というのも図って行って、初めて全体像がわかりますので、ストックの管理という視点と、それから今後の実質的な運営を行って行くという二つの視点からも非常に有益なものであったと。今までも、使用料審議会の開催をしていますし、その時の財務諸表の分析もしていますが、やはりストックの管理の分析をすることで、今後の使用料のあり方ですとか、インフラの管理等様々な財務分析をし、今後どうしていくかという方向を見出すのに、これまでの使用料審議会よりも資料が揃って来ているという感覚を受けています。

(細井会長)

ありがとうございました。何か質問がありますか。

(田邊委員)

今の件で、私も一応地区からこの審議委員を任されて、実は2、3人の人たちと色々話をしましたが、その中で民間の委託という一つの手段もあると思われるんですね。水道はそれなりの値段で、下水道は高いという話もあるんですが。そういう将来の方向性あるいは、全部民間委託でなくて、ある部分だけ委託できるとか、という方向も考えておられるんでしょうか。

(藤岡下水道企画課長)

経営に関する民間と直営のお話というご質問だと思いますが、現在も全ての職員で直接機械の運営を行っているわけではありませんで、様々な委託を行っております。ただ、直

営でしている部分も沢山あるのが現状です。災害時の対応等もありますので、全部が委託で下水道部の職員は例えば3人でいいというわけにはならないのかなと思いますが、民間委託というのは検討のひとつとして、処理場を沢山持っておりますが、これにつきましては包括的な民間委託を現在検討しております。下水道は100年先も続けていかなければなりませんので、費用対効果等を含めまして、一番効率的で、なるべく安くて、そして安全な経営手法は何が望ましいかということを検討していかなければならないと思っています。

(田邊委員)

それを聞きまして安心しました。我々市民としては、値上げの話をしているんだと思いますけれども、10年先はどうだろうとか、そういうことが頭に浮かぶものですから。民間で出来るものならすればいいし、反対に民間に委託したら、過酷な就業態勢で、働く者が安月給で働くことがあるという話も聞きますので、そういうことも頭の中に入れて、効率や、費用対効果を考えておられるのは、非常に安心です。

(細井会長)

民間委託の話が出ましたが、やっぱりどうしても費用のことから職員さんの削減とか、一緒の話で出てくるのではと思うのですが、その時に技術の職員さんがどんどん減って行くというのが、民間委託等の時に問題になるんじゃないかなと思うんですが、今詳しい資料はありませんが、米子市の技術の職員さん等の状況はどんな感じですか。

(藤岡下水道企画課長)

下水道部は4課ありまして、事務の担当をしております課が下水道営業課が徴収関係、それから下水道企画課が下水道全体の計画を持っております下水道企画室、こちらが技師職員、それから先ほど来ご説明をしております総務担当、こちらは事務職員。ですから、営業課と企画課は技師職員は3名だけです。後は、施設の運営管理をしております施設課で16名程度、それから管路関係ですが整備と維持管理を行っております整備課のほうで19名。

(細井会長)

すみませんちょっと脱線しました。他にいかがでしょうか。

(田邊委員)

あと1点。皆さんと検討した内容で2点、このままで行くと先ほど、前回シミュレーションを出してくれという質問があったと思うんですが、まさに現状で行くとどういうふうに赤字に落ちていくか、あるいは何パーセント上げたら10年持つのか5年持つのか、多分10年先は分からないと思いますが。平成24年に前回審議会をされて、28年度の予

定が遅れて今開催ですが、少なくとも10年くらいの見通しがあれば、説明するのにも、10年後にはまた上げないといけないかな、その中には人口減もあるし、あるいは技術の革新もあるし、いろいろな要素が含まれていると思うんですが、そういうシミュレーションは？

(細井会長)

せっかくですからそれは次の議題ということですから、そこまで先に行ってしまうでしょうか。資料6、資料7ですか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

今後の下水道事業の対象経費と見込になりますが、ご説明いたします。まず前段としまして資料6ですが下水道事業の財政がどのような仕組みになっているのかご説明いたします。維持管理費、建設改良費それぞれの費用に対しましての財源ですが、根本的な考えとして、汚水の処理にかかる費用は私費、下水道使用料で賄う、雨水の処理にかかる費用については公費、一般会計からの繰入金になりますが、そちらで賄うというのが大原則となります。

この中で維持管理費については、雨水は繰入金、汚水は使用料ということになります。建設改良費については財源が複数ありまして、国からの補助金、企業債、受益者負担金を徴収している場合には汚水の費用について充てるという内容になっております。一般会計からの繰入金は主に企業債の償還、建設改良費の当年度の財源は企業債で賄い、それを後年返していくということになりますので、財源として一般会計が負担をしているということになります。

2ページ目以降はこのことについての説明です。建設事業費の財源はご覧のとおりです。管理運営費は、資本費と維持管理費に分けられます。資本費というのは建設改良の資産を取得した場合、翌年度以降に負担をしていく企業債の償還元金と利子です。維持管理費は既存の施設の日常的な維持をしていく経費です。

4ページ目、管理運営費のうち資本費の財源ですが、先ほどご説明のとおり汚水にかかるものは下水道使用料が主な財源、雨水にかかるものは一般会計からの繰入金となります。中で汚水にかかるものに一般会計繰入金が小さく書いてありますが、使用料を充てることが適切ではない経費、通常の利用者の負担を超えて行ってしまうものは一般会計からの繰入金を充てても良いことになっています。具体的には下水道の処理には通常の処理と高度処理がありますが、高度処理は環境の負荷を軽減するための処理になりますので、これは通常の利用者が負担するのは適切でないということで、一般会計からの繰入金を充てることとなっています。続きまして維持管理費の財源ですが、汚水にかかるものは下水道使用料、雨水にかかるものは一般会計繰入金となっています。

その考えに基づきまして資料の7になりますが、使用料の対象経費とその財源、今後1

0年間の収支を出しております。これは特別会計、法適用の前ということですが、公共下水道事業、農業集落排水事業それぞれ経営戦略というものを作っております。国からの要請もあってほぼ全ての事業者が作成をしているものです。この経営戦略でこれからどれだけの維持管理費がかかるのか、どういった更新をしていくのか、収支の見通しはどのようなのか、その計画に基づいて作成していますが、それを公営企業法適用後に再計算をしました。さらに直近の状況を加味して、改めて算定しています。

使用料対象経費と財源の判定方法ですが、資料7裏面をご覧ください。主なものとして維持管理費については、基本的には令和元年度の予算額に基づいて推計をしています。経費については区域が広がるということもありますので、その対象経費と入ってくる使用料の伸び率を連動したうえで算定しております。

資本費については既に発行した企業債については償還計画を作成していますので、それに基づいています。今後発行予定のものについては発行見込額、それぞれの借入毎の借入れ条件が決まっていますので、それに基づいて推計しています。

財源ですが、使用料については現時点では現行の使用料体系に基づいて推計しています。一般会計からの繰入金については、国の定める地方公営企業会計の繰り出しの基準というものがありますので、そちらに基づいて計上しています。資本費平準化債、特別措置分ですが、実際の耐用年数が平均40年であるのに対して、企業債の償還は長いものでも30年で返してしまわなければなりませんので、耐用年数の間に使用料で入ってくるものよりも、企業債元金で返す方が短いので、単年度あたりの資本費の負担額が過大になるということで、それを慣らし、平準化するために発行するものです。これは全てを平準化することで可能な限りの限度額で借りることにしています。

その他の条件については、人口は国の将来推計、有収水量は整備が拡大して水洗化人口は増えますが、区域内の人口は減少、あるいは節水型の機器の普及によって一人当たりの使われる量は減っていますので、それも勘案して推計しています。

最後の建設改良費ですが、新規整備についての建設改良費、あるいは施設更新にかかるストックマネジメント計画、あるいは長寿命化計画に基づいて推計しています。

その結果が表の、使用料対象経費と財源の見込みになります。維持管理費は基本的には令和元年度ベースで推移をしておりますので、大きな差はありません。経費は今後の施設老朽化に伴う修繕の増加等について計上しています。資本は下の表に建設改良費がありますが、新規整備あるいは施設の更新で今後建設改良費が増大していくことを見込んで、それに伴う元利償還金については、高止まりの傾向が今後しばらく続くという考えです。

使用料収入は、整備面積の増と接続の促進等を踏まえて、若干増で算定しています。一般会計繰入金は、公営企業法適用に伴い、繰出し基準額について検証した結果、約4億程度減少するということになりましたので、その部分については他会計補助金が令和2年度から減ることになっています。

その結果として、上の表の一番下の欄、財源不足額ですが、令和2年度から使用料対象

経費をそれに充てるべき財源で賄えないという状態になっています。その金額が令和3年以降も拡大していくことになります。令和6年度からは資本費平準化債も、平準化がずいぶん進んだということで今後は発行可能額そのものが減少していきます。そうしますと、それに伴って資金不足がより顕著になるということで、現在のところ令和10年度、単年度で、今の使用料水準ではおよそ6億7千万の不足が見込まれるということで試算しています。以上です。

(細井会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問ありますか。

(田邊委員)

現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽を持っている方の、処理というのは負担額に入っていますか？

(金川担当課長補佐)

合併処理浄化槽については個人の持ち物になりますので、設置に対する補助金も含めて、こちらの表には入っておりません。

(田邊委員)

たとえば、1年に1回合併処理浄化槽の場合汚水を取るようになっていきますよね。それを処理量とかで、会社の場合は毎月やっておられる会社もあるわけで、そこも値上げの対象になりますか。

(金川担当課長補佐)

それは下水道の処理とはまた別になります。

(田邊委員)

事業者が最終的には処理場に持って行くと思いますが。

(山崎下水道企画室長)

下水の処理場ではなく、隣にあるし尿処理場というのがあり、そこに持って行っていると思います。

(田邊委員)

下水道の範囲には入らないということですか。

(山崎下水道企画室長)

そういうことです。浄化槽というのは各お宅で設置すると思いますが、全部個人の方が設置されることになるので、設置に関しては市の助成制度がありますが、管理については全て個人の方が管理することになります。

(田邊委員)

合併処理浄化槽の検査というのがおそらく負担があると思いますが、年2回、非常に実施率が低いという話で、50%位だという話を聞きますが、我々真面目にやっている者からすると、不公平感がある。これを民間でやっている地区もあって、中部、東部ですが、こういう方策で検査している環境事業団ですか、この負担を軽くするような方策はないですか。

(山崎下水道企画室長)

年に2回行う、浄化槽の法定検査のことをおっしゃっていると思います。所管が、おっしゃるように県の外郭団体である保険事業団というところですか。お話のとおり受験率が県内で50%で、低い状況の中で、一般事業者さん主導ではあるんですが、市内の清掃業者の組合から法定点検と、それから浄化槽の清掃、それから浄化槽の定期的な管理というのを3点セットで申し込んでいただくと、通常の手料金を割引させていただきますというのを既に米子でも始められていると思います。

(田邊委員)

分かりました。下水道の範囲ではないということですね。

(山崎下水道企画室長)

管理が個人になってくるので、今お話ししてる公共下水道事業の範囲には入って来ません。

(田邊委員)

分かりました。

(木村委員)

資料2で、公共下水道の整備が、少しずつ範囲が広がって行くのは分かるんですが、それに対して年間の有収水量はほぼ横ばいというところで、資料を見させて頂いて、整備を広げていきたいというのは非常に分かるんですが、建設改良費の補助金であったりとかで賄える部分はあるんですが、結局企業債を借り入れるわけですね。そうするとまた公金で返していくということが出てくるわけで、今後範囲を広げて行かれる中でも、きちんと



接続しますというのは調査をされたうえで整備を広げられるわけですか。

確かに広げて行くのは非常に大事であると思うんですが、一般会計の繰入金を継続していくというお話であるとか、平準化債も減少して行くという流れの中で、企業が考えるのと行政が考えるのとは違うかもしれませんが、例えば調査をして想定される接続率はどのくらいで、それに伴って使用料収入が上がっていくのだというところまで見込まれているのかな、というところが疑問です。

ですから、この資料をみても整合性が取れない感じがします。整備を広げて行っても水量は横ばいですっていう状況を、でも使用料は増えるんですよっていう、その推計がどうなのかなというのをこの表を見て疑問に思いました。

(山崎下水道企画室長)

するどいご指摘で、ごもっともなんですけど、個別につなぐ意思がありますかというのを調査したわけではないんですが、米子市は全国的に見ても生活排水の普及率というのがまだ遅れている状況です。全国ではだいたい90%を超えた段階ですが、米子市ではまだ8割程度です。ということで、昨年米子市の生活排水対策の方針ということで、国が今言っている、95%は急いで概成しなさい、令和8年度までに達成しなさいと示している点については、米子市も同調して令和8年度までに95%を目指してやりますという方針を出しました。

市街地の整備が米子はまだ出来ていないので、市街地の整備は進めていくんですが、今委員のご指摘のとおり、市街地の整備が済み、こういった有収水量が減り始めている現象が出ている中で、だんだん人口密度の薄い地域に向かっていく、という判断については、目標達成の見込みがついた後には、それでも拡大するというのは中々難しい判断なのかな、と今の段階では思っています。

なので、95%達成までは、令和8年度までは整備を継続して進めていくという方針を今の段階では持っています。

(木村委員)

国の通達みたいなことに対して、米子市が「いや、ちょっと大変だね」っていう話をすると何か？

(山崎下水道企画室長)

国は95%達成を下水道だけで目指しなさいと言っているわけではないです。合併処理浄化槽も、適正に管理すれば所定の排水基準をクリアするので、下水道だけではなくて合併処理浄化槽も使ってどんどん整備を進めなさいということなので、米子市の場合は遅れている市街地の整備をこのまま進めていく、それでも整備の届かない未整備地域については合併処理浄化槽の普及を今まで以上に進めていくということで、今年度から全国的にも

類を見ないくらいの補助金制度を拡充したところで、設置に係る費用の9割部分、具体的には5人槽で80万円、6～7人槽で100万円、年間100基なんです。令和8年度までは未整備地域で合併処理浄化槽の設置を進める、それで95%の達成を目指すという方針です。

(藤岡下水道企画課長)

前回お配りしています資料がお手元にございましたら、資料12をご覧くださいませるか。A4横向きの青い資料です。この資料12が、昨年2月に米子市が出しました生活排水対策の方針です。この表の「現状、課題」左上のところ。四角がありますが、4つ目の四角を見て頂くと、「国のマニュアルによる経済比較結果では、米子市の場合集合処理が有利である」という結果が出ています。米子市は街として非常にコンパクトですので、山間部を沢山持っているわけでもありませんし、マニュアルによれば集合処理、つまり公共下水道が有利という、いわゆるイニシャルコストだけではなくて、後年の維持管理も含めて、耐用年数等でいずれ壊れてしまいますので、これをずっと未来まで使っていくことを計算するマニュアルがございまして、これで米子市の場合は集合処理のほうが有利であるという結果が出ています。

ただ、まだ整備が進んでいませんので、また、事業に対して補助率が高いので、補助金が今後どうなるか分からない、不透明なところがあります。その中で右側の下のほうですが、整備方針の概要というところがありまして、青く囲ってありますが、これが先ほど山崎室長も申し上げましたが、早く概成しなさいと、どんな手法か、公共下水道に限らず、色々な効率的な手法を掛け合わせて95%の汚水処理の概成を図るという国の方針がありました。これが令和8年度末までというのがありますので、米子市としては集合処理が有利というところには変わりはありませんで、まずは出来る限り整備をするということで、現在年間60ヘクタールの整備を進めているところです。

ただ、下水道は処理場があつてそこに持って行くので、処理場の近くからどんどん整備していくと、上流はどうしても遅くなります。それをいつまでもお待ちいただくのはよろしくないで、なかなか下水道が行かない地域については、合併処理浄化槽の補助制度を使っただいて、個人の財産であるものに対し約9割程度、80万～100万程度の補助金は、米子市として一般会計、税金で行う事業ですので、非常に大きな補助制度の拡大を行っている。そして浄化槽を設置していただいて、生活排水の処理を進めていきたい。それから、農集地域については整備は終わっていますので、それらを組み合わせて早期の概成につなげたいというところです。

木村委員のご指摘のとおり有収水量は中々増えていないのも事実です。ただ、どの手法が有利かと言いますと、集合処理が米子市では一番良いという結論が出ているということです。ですから、浄化槽の整備も令和8年までは補助の制度を予定していますし、早期の整備を図っているということです。下水道の場合、資料12の左上、目的を書いています

が、いわゆるトイレなどの生活環境もありますが、公共用水域、海や川の水質保全の役割を持っていますので、何かをしないといけませんので、その中で有利な方法はどれか、効率的なものは何か、早くできる方法は何かを考えて、令和8年度まではこれで行きましよう。ただ、今後浄化槽の補助の制度の拡大で、浄化槽の普及も今後どうなってくるかわかりませんし、国の補助制度が分かりませんので、未来ずっと同じような整備を進めるという考えは今のところありませんが、人口も減って行きますので、それらを踏まえて次の時点での見直しは図っていくと。令和8年度までは概成に向けて最大限努力して行くという方針で進めているものです。

(木村委員)

次の順番みたいなものは決まっているんですか。

(山崎下水道企画室長)

下水は、上水道と違ってポンプで汲み上げて圧をかけて送っていくというのではなく、自然流下で勾配をつけてだんだん送っていき、一定程度深いところで上にあげて、というところで、自然流下が原則なので、処理場の近い下流側から上流に向かって整備をしていくという方式で行かないと、順次使える状態にならないということです。

(木村委員)

今説明を聞いたので分かりました。処理場から同心円状に進めるのか、直線で進めるのか、どちらでしょうか。

(宮田整備課長)

ケースバイケースですが（図面を示して）、弓浜半島があります。イメージとして、上流からまっすぐ管が処理場が続いています。ですから、境に向かって真っすぐに管を伸ばす、そこにつながる横向きの管を作る、また伸ばす、そんなイメージです。

(木村委員)

なんとなく分かりました。

(宮田整備課長)

田邊委員さんのおられるあたりは中々進みませんので、合併処理浄化槽の制度を拡大しましたので、そちらを使って頂きたいというお話となります。

(田邊委員)

私は審議会委員になりましたが、下水道の無い地域の代表で、いいのかと聞きましたが、

自治会がそれで良いというので、出席しています。それでもなるべく公平に考えないといけない。木村委員のお話にもありましたが、管だけ作ってつなぐ人がいないのではないか、というお話ですが、接続の補助金というのは考えておられないでしょうか。接続にもそうとうお金がかかると聞きますが。

(宮田整備課長)

家の中の改造資金ですか。

(田邊委員)

本管につなぐまでの。

(宮田整備課長)

それも補助が出ないかということですか。

(遠藤下水道営業課長)

本管までの、費用に対しての市の補助というものはありません。ただ、宅内の排水設備の工事に対しては、無利子での融資のあっせんはしています。

(田邊委員)

加入を増やさないことには。原資を増やさないことには。

例えば、排泄物ひとつ、お風呂の排水 2000、これを処理するにはどれくらいの単価かということがある程度出ると分かりやすいと思いますが。これから値上げの話になっても、そういう考え方もひとつは必要かなと。

(藤岡下水道企画課長)

参考までに、1立方メートルの汚水を処理するのに、平均単価で約171.7円かかります。これを高いと見るか安いと見るかですが、ペットボトルのお水1本が150円くらいの値段であることを考えると、汚れた生活排水が200円以内できれいな水になって、海や川に放流していくと。今後、下水道のメインの処理場を見て頂きますと、やはり現場を見て頂いて、自分もなんとなく場所は知っていたが、中を見てみると、こんな一大プラントだったんだ、地下にも沢山機械がありますし、すごく水をきれいにするって手間もお金もかかることなんだなということを市の職員でありながら改めて知ったところです。

知っていただくというのは重要なことなので、下水道営業課を中心として下水道の広報を行っています。水を綺麗にするためにこれだけのことをしているんだと。何となく高い、ではなく、これだけかかっているんだということをお知らせするのも私どもの役目だと考えているところです。

(田邊委員)

お金がいくらかかるというのが一番分かりやすいですね。

(木村委員)

同じ汚水を処理するんだったら、下水道のほうが安いですか。月1回汲み取りに来るじゃないですか、その費用と下水道の費用とどちらが高いということだと思いますが。やっぱり下水道のほうが高かったということになるのでは。

(宮田整備課長)

建設費については下水道のほうが圧倒的に高い。維持管理費は下水道のほうが圧倒的に安い。下水道は大量の水を数カ所で処理しますので、コストがその分安いです。

(木村委員)

そのトータルコストが何円というのはありますか。これだけ違うんですよ、確かにインシヤルは高いかもしれないですが、トータルで考えたら下水道のほうがお得ですよ、というそういう見せ方もあるのでは。

(田邊委員)

木村委員、私ね、それを話し合ったんですよ。そしたら汲み取りが月1回5000円、年間60,000円です。合併処理浄化槽は年1回水を汲み取るんですが、これが40,000円～50,000円。それと点検が3～4回、10,000円。保険事業団の検査が4,000円ですから、65,000円くらいですよ、年間。下水道は全く分からないですが月いくらくらいでしょうか。

(遠藤下水道営業課長)

下水道はごく一般的には、2か月に1回請求するんですが、約8,000円位です。年間40,000円～50,000円くらいです。合併処理浄化槽をきちんと法定検査や清掃をされれば、50,000円は超えると思います。

(木村委員)

いずれにしても、この使用料収入のところの推移をもう一回精査されたほうが、私は良いのではと思います。どのみち値上げを検討するにしても、甘い値上げだとまた更に値上げせんといけんとなりますし、余裕のある値上げにしたほうがいいかな、と思います。

(野坂委員)

初歩的なことですが。例えば今空家になっているところで、下水道につなげてあって、

誰も使う人がいない中、水道を締められなかったら、下水道料金はそのままかかってきませんか。

(林下水道営業課料金担当課長補佐)

水道の栓を締められなかったら、下水道料金は基本料金がそのままかかってきます。

(野坂委員)

その栓を締めるというのは元栓がありますよね。あれを自分で締めるということですか。

(林下水道営業課料金担当課長補佐)

水道局に連絡をいただければ、栓を締めますので。

(野坂委員)

その連絡をし忘れると、ずっととられるということですか。

(遠藤下水道営業課長)

水道局の職員が無人なのに閉栓していないと気づいた段階で、すぐ契約者に連絡すると思います。ただ、それがわかるのにひと月、2か月かかった場合は、上水道も下水道も基本料金をその分はもらうことになりませんが、何年間も取りっぱなしというのはないと思います。

(河本委員)

私の感想なんですが、どうしても今の処理場からしか整備が進んでいかないのはあると思いますが、淀江では、佐陀地区と元々ある淀江の町中なんか、全然人口や年齢の感じが全く違います。これからどんどん住宅が多くなったり、若い人がたくさん入ってくる地域だったら、使われる人も多くなると思うんですが、中心は空家ばかりで若い人も違う地域に出たから、自分が死ぬまでは接続しないという、使う予定がないので、というお宅が沢山あって、一時30万円くらい補助金があつてつけるということもあつたんですが、その時もそういう理由で合併処理浄化槽まではしないということで。やっぱり地域によってすぐばらつきがあると思うんですが。

線をどんどん伸ばしていかれて、そこから枝葉のところを伸ばさなければいけないのかもしれないですが、その辺りのところを考えると、付けた方がいいがお金が入ってこない家が密集しているところばかりだったら、本当に付けないのがいいのか分からないなというのを思いました。

それでこの前、空家の件数とか質問をしたんですが、管がつながっているからどうしてもそこを通らないといけないというのもあると思いますが、いい方法で密集した地域とか、

これから50年くらいはいっぱい人がいるだろうなという地域から、といたらおかしいですが、そんな感じじゃないと本当にせつかく下水をつけた方がいいが、繋いでもらえないということが多くなってくるんじゃないかと思って。米子市全部がそうではないと思いますが、そのような感想を持ちました。

(宮田整備課長)

今おっしゃったことは、下水道の工事をする課長としては日々自問自答しながらというか、思いながらしているところなんですけど、結局は街づくり、インフラのひとつということになるんじゃないかなと思ってるところですけど。例えば永江団地というところがあって、40年ほど前に作ったところなんですけど、当時は若い夫婦が入って、小学校も作ったりして、非常に人口が増えたところなんですけど、50年経つと小学校も使われなくなっています。新興団地というのはどこもそんなものなんでしょうけど。その都市を作っていくのにどこに人口が張り付いて、張り付きを規制した街づくりができればいいんですけど、中々そういうことも出来ません。その中で下水道を伸ばしていく、実際に工事に入ると、わしはいらんという人もいます。よう来てごしなったという人もいます。工事ひとつも難しいところがあります。じゃあどうやったらいい解決策があるかということも、実際問題どうしたらいいんだというのは中々見つけられない状態です。私の感想を申し上げただけで申し訳ないですけど。非常に事業の厳しさを感じながらしています。

(矢木部長)

基本的な考えとして、下水道につなぐつながないが、個人の自由ですという考えが根本にありません。国のほうにも。必ずつないでくださいということです。私はお金がないからつなぎません、私はいやだからつなぎません、というそういう考えには基本的には立っていません。それは何故かという、それぞれの家から出る汚水というのは、やはりどこかできちんと処理しないとイケませんで、そういういわゆる使命、役割が市町村なり、国なりに有るということで、他の例えば電気だったりガスだったりお宅使いますか、使うなら行きますよというのとはちょっとやっばり、種類が違うようなものです。必ず汚いものが家からでますので。それをきちんと処理して川や海に流すというところを市町村が担っています。

(田邊委員)

そうなんですけど、現状単独処理浄化槽や合併処理浄化槽で処理してる方たちもおられるし、お金がないって言われると、私たちは無くても出せとは言えないです。

(矢木部長)

それは言えませんが、基本的にはそのような考え方であると。先ほど整備課長も言いま

したが、事業をやって行く上で非常に困難な面があると。難しいところを何とか上手くバランスを取ってやって行かなければいけない。

(田邊委員)

やはり環境とか、衛生観念とか、普及も大事なんですよ。下水道が来ている地域は文化的で多分土地の単価も高いと思われますし、そういう普及も大事なかなと思います。

(矢木部長)

先ほどの話は公共下水道だけではないので、何らかの地域に合ったやり方で汚水を処理していただくということが基本的な考えです。

(細井会長)

以前は国の出す統計資料で下水道普及率というのだけを言っていました。大分前からですが汚水処理人口普及率というようになって来て、下水道だけでなく農林省がやっている農集、それから環境省がやっている浄化槽全部含めての普及率で統計データを出しましょうと、国も下水道一点張りだけじゃなくなった、それは当たり前だと自分では思っています。ですが、先ほどのもう年だからつながらないというお気持ちも、分かることは分かりますよね。自分ももう100万も使ってつなぐかどうかと言われてたら、分からないかも知れませんね。だけど、待っていましたという人もいますし。そこに新築の家を建てたとしたら、下水道があったほうがいいですから。ただ、そういうご意見、情報とかお話ししていただいたらいいと思いますが、ここで計画を変えろというわけにはいかないんで、そうだよな辛いよねと言いながら、その中でどういう方法がいいかとか、そういうことになると思いますが。

(木村委員)

やはり計画を立てているエリアに対して、私は調査は入るべきだと思います。どれくらいの接続率になる想定なのか、そこは、調べて欲しいです。

(宮田整備課長)

例えば、管が入っていないところにリサーチ、つながれますか、つながれませんかとした時に、繋がらないのが何割だったら、極論ですよ、ちょっとやめますわとか、そういうこともやって行かなければいけないということですか。

(木村委員)

私はそう思います。まずお金を使う話ですし、全部国庫補助金で賄える話ではなくて、借入もするというお話ですよ。それを考えると、今ようやくだいぶ進んできたのが、ま



た一杯お金が出ていくという話になるので。

(宮田整備課長)

基本的には先ほど部長が申し上げたように、水環境を守るというか、そういうことを使命としてやっているものです。

(木村委員)

すみません。やめるとかそういうお話ではなく、使用料がどれだけ本当に、この見込にあるように順当に入るのかという、そこをもうちょっと精査して欲しいなという感覚があります。

(播間委員)

今のこの数字は、人口密度とそこに整備をして全員つなぐという見込みで出しているんですよね。

(田邊委員)

まだあと何回かあるようですが、いくらくらい上げたらプラマイゼロか、あるいは持続可能な値段が、という設定はまたこれからということですか。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

そうですね。本日は財源見込みをお示ししているところです。使用料改定に当たって、どの期間をもって算定をするか、どういった体系でそれぞれ水量からお金をいただくかというところを、改めて見ていただいて、選考していただくと思っています。

(松田委員)

私は別の観点から一つ。米子市の都市計画がどうなっているかわかりませんが、米子に人を誘致するとか、企業を誘致するとかいうときに、全国的に下水道普及率は90%であるという話から、たいていの方は下水道のあるところに住んでおられるんですよね。それを例えば米子市の弓浜半島が、とても見晴らしが良くて、環境が良くて来てみたいと思った時に、下水道が無いということが、そこに来るのに少し二の足を踏む、というようなことがあるかなと思うんですが。非常に費用対効果ということを考えて、進んでいますが、米子市の未来の地図を描いた時に、だんだん人口減少が人が住まなくなるということなら現状維持で良いのでしょうか。弓浜半島は発展する余地も十分あるかなというふうにもしも考えた時には、下水道も普及していた方が、人が入りやすいかなということも思います。

今環境問題がすごく、温暖化で騒がれていますが、若い人たちは環境のことをすごく思いますし、衛生的な文化的な生活ということを考えれば、下水道のあるところに住みたい

と思われるのではと、私は考えます。

(細井会長)

下水道整備地域から外れると、何か見捨てられたような気持ちになるという意見もあるということです。基本的な都市インフラだし、どの程度伸ばせばというのが難しいところだと思いますが。

(宮田整備課長)

下水道があるに越したことはないんですが、今は合併処理浄化槽も性能のいいものがありますし、下水道が無いからと言って、企業や人が来ない絶対条件にはならないとは思いますが。ひとつの因子ではあるにしても、その代替りの処理方法があますから。

(松田委員)

気になったのが、建物によっては臭ったりしましてね。

(宮田整備課長)

それはやはり個人管理なので、個々の方がきちんとしている方もいらっしゃいますし、手が届かない方もいる。そのあたりが事象として表れているのでは。

(細井会長)

以上ですか。次回は、先ほど施設の話も出ましたが。

(横木下水道企画課総務担当係長)

大変熱心な審議をありがとうございます。次回、本日のお話を踏まえ、今後どういった使用料の改定をすれば良いのか、シミュレーションを示させていただきたいと思っています。

それと、先ほどお話が出ましたが、せっかく委員をさせていただいていますので、処理場の見学をしていただきたいと思います。場所がまた変わります。安倍にあります、内浜処理場で開催したいと思っています。場所は地図でお知らせします。

(細井会長)

次回は使用料の具体的な話ということですね。本日は、今のままで行くと将来こうですよ、というお話でしたけど。

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

水量ごとの使用料体系を判断していただきます。この水量にした場合に、どういった使

用料になるのか、そういったものをお示しします。

(細井会長)

なるべく、今日のお話の中でも、身近に感じられるような、分かりやすいものがあればいいなと思います。集合にしたときに割安だよとか、そういったものがあればいいなと思います。

(藤岡下水道企画課長)

下水道部の会計が中々分かりにくいところがありまして、委員の皆さまに分かりやすく、そういうものかご理解いただかないと、この先の使用料に対して議会、あるいは市民の皆様にご理解いただくのは非常に難しいかなと思いますので、忌憚のないご質問をいただいて、それに対応できるように準備いたしますので、今後ともよろしくお願いします。

—閉会—